

2013年12月6日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

デフレ脱却を掲げ、経済の回復に重きをおいた安倍・自公政権となつてから1年。「アベノミクス」効果から景気は上向きになりつつあると言われていす。

しかしながら、日本経済を持続的な回復基調に乗せるためには、労働者の賃金の引き上げ・底上げによって個人消費を活性化することが不可欠です。

先日、経団連会長が「来春の賃金上昇はほぼ確実」と発言し、大企業での好業績を頭わにしたものの、それが中小企業に波及するには、このままではまだまだ時間がかかります。今こそ、政府が各業界に働きかけ、中小企業も含めた従業員の賃上げを後押しするべきです。

一方、政府は「経済特区」を設け、その中で様々な規制緩和を行おうとしています。対象企業に制限はあるものの、解雇自由、労働時間規制無し、残業代ゼロ等を認めるものとなっており、労働者にとって極めて不利な条件での労働環境となりかねません。また日本全国へこの特区のルールを拡大するための足がかりとする危険性もあります。労働者を守る労働組合としてこれらを看過することはできず、「経済特区」での「規制緩和策」に反対します。

私たちは、持続可能な日本経済の実現と、金融労働者の過酷な労働環境の改善に向けて、下記事項の実現を要請します。

記

1. 高年齢者雇用安定法改正の趣旨に沿って、希望者全員の65歳までの雇用継続と安定した賃金・労働条件の確保を行うよう指導すること。また、金融機関の社会的・公共的使命に鑑み、2025年度まで選別基準を認めるような「経過措置」の早期解消を指導すること。
2. 早朝を含め賃金不払い残業に対する各金融機関への指導を一層強化すること。併せて、昨今の金融機関の長時間労働是正に背を向ける、就業時間の延長はもとより、慢性残業・休日出勤の改善や年次有給休暇の取得促進を図るよう指導すること。
3. 「労働者が安心して働き続けられることができる社会を実現する」という、「労働契約法」「労働者派遣法」の改正の趣旨を踏まえ、非正規労働者の雇用確保・差別是正に向けた指導を行なうこと。
4. 急増する過労死やメンタル不全などを防ぐため、長時間過密労働やパワーハラスメント等の解消をすすめ、労働者の心身両面にわたる健康保持を具体的に図ること。

以 上